

[事案 2021-158] 契約者貸付利息一部免除請求

・令和 4 年 4 月 13 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約者貸付利息の一部免除を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 62 年 11 月に契約した終身保険および昭和 63 年 7 月に契約した終身保険について、平成 10 年 7 月から平成 15 年 8 月にかけて計 6 回の契約者貸付を受けたが、契約者貸付を利用する際、募集人から、貸付利率は 5.75% であるが本契約には予定利率 5.4% で利息が付くため、実質的な貸付利率は 0.35% であると説明を受けたことから、契約者貸付利率を 0.35% に変更し、過払いにあたる契約者貸付金の支払いを免除してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約者貸付の都度、複利で年 5.75% の利息が付くことが明記された通知文書やはがきを送付している。
- (2) 申立人は、契約者貸付金を繰り返し返済しており、返済の目的で減額等をしていることから、貸付利率を含めた契約者貸付の条件について、正確に理解していたことは明らかである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約者貸付時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が、契約者貸付の貸付利息について誤説明をしたことは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。